

奈良県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十五年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
若葉薬局	生駒市東菜畑一―二九 八―一 メゾン東生駒 YD三番館一〇二	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十五年十月一日
医療法人社団 桜和会 奈良デンタルクリニック	大和郡山市高田町一四 八 リベルテイ大和郡 山〇一A号室	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十五年十月一日